

奈良県告示第八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の九に規定する吉城園茶室に係る使用料及び同表の十七に規定する旧山口氏南都別邸茶室に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 関西緑地サービス株式会社

所在地 奈良市足田町二丁目二番四号

三 委託事務の取扱期間

令和二年四月一日（旧山口氏南都別邸茶室に係る使用料の徴収事務については、同年五月二十四日）から令和三年三月三十一日まで